

今村市長はただちに辞職を 記者への「殺すぞ」発言で議長声明発表

市役所の仕事始めの1月4日、市幹部を前にした挨拶の中では今村市長は4月22日投開票でおこなわれる市長選への不出馬を表明しましたが、挨拶後に新聞記者が今村市長に取材しようと近づいたところ、「殺すぞ等」と発言。これまでも中・高生を前にした自分の不良自慢発言など、不適切な発言を繰り返してきた今村市長に対して、議会として遺憾の意思を表明するために議長声明を出すことが議会運営委員会で確認されました。

要請文を市長室長に渡す
「チェンジの会」メンバー



1月10日に開催された議会運営委員会では、冒頭出席した今村市長から今回の「暴言」に至る経過とともに、取材した新聞社に対して謝罪した事とともに、議会に対しても情けない思いをさせたことについての謝罪がありました。党議員団としては、市長の発言は単なる「暴言」でなく、刑法の「脅迫罪」にも相当するものであること、市民からも「市長の資格がない」「公人としての責任感がない」等の声が寄せられていることから、ただちに辞職すべきと主張。また、議会として辞職勧告決議などの厳しい対応を求めまし

市役所への抗議あい次ぐ

今村市長の暴言が明らかになり、このことがマスコミなどであいついで報道されたことから市役所には電話やメールなどでの意見や問い合わせがたくさん寄せられています。発言翌日の5日には281件、9日まででは合計408件寄せられており、批判の声の方が圧倒的です。

た。田中議長からはこの問題での議長声明を出したいという意向が示され、1月12日に声明が発表されました(議長声明全文は裏面に掲載)。

1月12日には、日本共産党市議団も加わる「チェンジいきいき西宮市民の会」が市長辞職を求める文書を提出し、市長室長は「確かに今村市長に伝えます」と応じました。(チェンジの会の文書も裏面に掲載)

以下は党議員団が出した声明です

今村岳司市長の 即時辞職を求める

1月4日の仕事始め式で、今村岳司市長は4月の市長選挙には出馬しないことを表明したが、式後、取材をしようとした新聞記者に対して「殺すぞ」等の暴言を発し、取材を拒否した。

この問題については、新聞やテレビ等で全国に報道され、市役所には市内外から「市長としての資格がない」「公人としての発言としてふさわしくない」等、厳しい意見が多数寄せられている。

日本共産党西宮市会議員団は、市長の発言は単なる暴言ではなく、「殺すぞ」という言葉そのものが刑法222条の脅迫罪に当たると考える。また、記者へのこのような対応は、報道の自由や国民の知る権利を脅かすものであり、看過できない。

よって、今村岳司市長は、任期を待たずに直ちに辞職するよう求める。

日本共産党西宮市会議員団 2018・1・16

市長の言動について

このたび報道された市長の言動について、西宮市議会は多くの市民から寄せられた怒りや嘆きの声を受け止めている。これまで幾度も繰り返されてきた市長の不適切な言動に対して、西宮市議会としては、そのたびに決議や議長声明等をもって、他者への敬意に欠ける姿勢の是正を促してきた。にもかかわらず、このたびも市長の不適切な言動が全国的に取り上げられ、再び本市の名誉と品位を著しく傷つけたことは誠に遺憾である。また今回は、公人としての自覚に欠けるというこれまでの指摘を超えて、脅迫罪にも問われかねない暴言であり、「文教住宅都市」の市長として恥ずべき言動であった。今後、暴言を浴びせた方に対して誠意をもって対応すべきであることは言うまでもない。議会運営委員会においてなされた謝罪は、これまでとは異なる対応ではあったが、これまで幾度も繰り返されてきた不適切な言動の影響もあり、もはや、信頼を回復することは困難な状況にある。これ以上その職にとどまることは、本市の未来にまでも損失をもたらす恐れすらあることから、改めて5月の任期満了を待たず辞職する考えはないか問いたい。これ以上、市政に混乱を招かないためにも自身の責任のもとで対応を判断し、もしその考えがないのであれば、せめて、あらゆる自身の言動を控え、これ以上、西宮市及び市民の名誉を棄損しないよう慎まれない。

以上、西宮市議会を代表しての声明とする。

平成30年1月12日

西宮市議会議長 田中 正剛

西宮市長 今村岳司 様

今村岳司西宮市長が速やかに市長辞任することを求める

チェンジ！いきいき西宮市民の会

代表幹事 立垣 満里

山田 平

1月4日、今村市長は、仕事始め式のあいさつの中で、次期市長選挙に立候補をしないことを表明したが、その後取材をしようとした記者に対し、「殺すぞ」「寄るな」「このくそがき」などの暴言を吐き、取材を拒否した。この事態はただちに新聞やインターネットを通じて報道され、市役所には市民からの抗議電話などが殺到したと聞く。さらに、テレビでも報道が相次ぎ、全国的に厳しい批判が沸き起こっている。

今村市長はこれまでも、市長の資格が問われる言動を繰り返してきたが、このたびの言動は許すわけにはいかない。

そもそも「殺すぞ」という言動は、刑法222条の脅迫罪にあたり、被害届が出されるなどの告発により立件される犯罪である。これは「暴言」ではすまされないことは明らかである。また、新聞記者への脅迫となれば、報道の自由や国民の知る権利をおびやかすことにもなる。

市長は公人であり、市民の代表であることから、メディアへの対応は慎重に、節度を持って行われるべきである。今回の事態は、今村市長に市長としての資格がないことを明確に示したものである。

今村市長は、引退を表明しており、残す任期は4か月余りであるが、一日たりとも市長を続けさせることはできない。

よって、チェンジ！いきいき西宮市民の会は、今村市長が自ら、ただちに辞任することを求める。

以上